公益社団法人日本臨床腫瘍学会
会員規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益社団法人日本臨床腫瘍学会（以下「当学会」という。）の定款（以下「定款」という。）第５条、第６条、第８条、第９条及び第13条第１号の規定に基づき、会員の制度等について定める。なお、この規程が使用する用語は、定款に準じるものとする。

（会員の種別及び資格要件）

第２条　当学会の会員の種別及び資格要件は、定款第５条の規定に基づき次のとおり定める。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した医師又は医師以外の個人

(2)　準会員　この法人の目的に賛同して入会した医師以外の個人で準会員を希望する者

(3)　研修医会員　この法人の目的に賛同して入会した医師で、初期研修医１年目、2年目に該当する者。なお、初期研修は、厚生労働省の定める新医師臨床研修期間を指す。

(4)　学生会員　この法人の目的に賛同して入会した個人で、臨床腫瘍学を志し、大学の学部、短期大学、医学医療系専門学校などの在籍を証明できる者

(5)　功労会員　この法人の正会員であった者で、この法人に対して特に貢献が顕著であるとして、理事会の承認を受けた者

(6)　名誉会員　臨床腫瘍学に対して著しく貢献をなしたとして、理事会が承認した個人あるいは団体

(7)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、この法人を援助する個人及び団体

２　功労会員及び名誉会員については、別に定める細則により選任する。

（入会手続）

第３条　前条に定める会員の入会手続きは、次のとおりとする。

(1)　正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を当学会の事務局へ提出しなければならない。ただし、準会員及び学生会員が正会員になろうとするときは、事務局に連絡し理事会の承認を得るものとする。この場合、入会申込書に記載すべき事項に変更が無い場合には、入会申込書の提出を省略することができる。

(2)　準会員になろうとする者は、所定の入会申込書を当学会の事務局へ提出しなければならない。

(3)　研修医会員になろうとする者は、所定の入会申込書のほか、医師免許取得年を証明する書類（写しでも可。）を添付し当学会の事務局へ提出しなければならない。

(4)　学生会員になろうとする者は、所定の入会申込書のほか、学生証等在学を証明する書類（写しでも可。）を添付し当学会の事務局へ提出しなければならない。

(5)　賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を当学会の事務局へ提出しなければならない。

(6)　前各号の入会申込については、当学会ホームページから入会申込を行う。前各号の入会申込書の記載事項は理事長がこれを定める。

(7)　功労会員又は名誉会員は、理事会の承認と本人の同意をもって、功労会員又は名誉会員になる。

(8)　理事会は、前各号の入会申込者に対する審査のため、必要な事項を調査することができる。

2（暴力団等反社会的勢力の排除）

(1)　入会しようとする者は、入会時において自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(2)　当学会は、入会社（者）が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告等をすることなく入会を取り消すとともに、係る入会取消の措置を有として入会社（者）から会費等の返金や損害賠償の責を負わないものとする。また、入会社（者）が暴力団等反社会的勢力に属すると推測される合理的な疑いが生じかつ当学会からの釈明に応じなかった場合も同様とする。

（会員資格の継続）

第 4 条　研修医会員の期間は、初期研修期間が終了するまでの期間とする。また、初期研修期間が終了した会員の資格は、入会時の申告に基づき、翌日から正会員へ変更する。

2　学生会員については入会の翌年度より、会費の請求と同時に会員継続の意思を確認する文章を送付する。会員継続の意思がある場合には学生証等在学を証明する書類（写しでも可。）を添付し会員継続を申し出なければならない。

（資格の取得）

第 5 条　第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号の入会手続きを経たものは、理事会の決議によって会員となる。ただし、入会年月日は、事務局へ申し出た日とする。

（権利義務）

第 6 条　会員の権利義務を次項以下のとおりに定める。

2　正会員・準会員及び研修医会員・学生会員の権利義務に関する事項は、次のとおりとする。

(1)　当学会の図書等の優先頒布を受けることができる。ただし、会費滞納の間はこ

れを停止する。

(2)　総会へ参加できる。ただし、総会において議決権を有する社員以外の者が議決権を行使することはできない。

(3)　会費を納めなければならない。

(4)　総会の決議を遵守しなければならない。

(5)　住所、氏名に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。

(6)　その他定款及び規程等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

3　準会員には、前項第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号までの規定を適用する。

4　研修医及び学生会員には、前2項第1号、第2号、第4号、第5号及び6号までの規定を適用する。

5　功労会員及び名誉会員には、前2項第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号までの規定を適用する。

6　賛助会員の権利義務に関する事項は、次のとおりとする。

(1)　会費を納めなければならない。

(2)　当学会学術集会へ最大5名まで招待される。

(3)　当学会ホームページの企業名を掲載しURLをリンクできる。

(4)　住所・氏名等に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。

(5)　その他定款及び規程等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

(6)　ただし、前第2号及び第3号については会費滞納の間はこれを停止する。

7　上記に定める各会員の権利義務は、入会申込日に発生し、入会が認められないことが明らかとなった場合には遡ってその権利義務を失うものとする。ただし、既に履行された権利義務の内容に影響を及ぼさないものとする。

（退会）

第7条　退会しようとする者は、会員番号・生年月日・氏名・退会理由を記入した書面を当学会事務局へ郵送又はFAXにて提出しなければならない。書面に代え必要事項を記入したメールにより申し出ることができる。なお、退会理由の記載は任意とする。

（会員資格の復活）

第8条　定款第10条第2号の規定により退会した者が、会員資格の復活を希望するときは、過年度分の会費を納めることにより継続して会員であったものとみなす。ただし、がん薬物療法専門医等の資格は復活しない。

（再入会）

第9条　前条の会員資格を復活した者を除き、退会した者が再度入会しようとするときは、第3条の規定に基づき新規入会手続きを行わなければならない。

（通知）

第10条　当学会に入会した正会員・準会員及び賛助会員に対する入会通知は、別に定める

会費の納入請求の送付をもって通知に代える。

2　当学会を退会した前項の会員に対する退会通知は、申し出を行った翌事業年度の会費納入請求の送付を行わないことによって、会員への通知を行ったものとみなす。

3　研修医会員及び学生会員並びに功労会員及び名誉会員の入退会に関しては、別途通知する。

（補足）

第 11 条　この規程に定めがなく、実施上補足する事項について、その都度理事会の定めるところによる。

（規程の変更等）

第 12 条　この規程は、理事会の決議によって変更又は廃止することができる。

附則

1. この規程は、2015 年 6 月 1 日より実施する。
2. 2019 年 1 月 12 日　学生・初期研修医の会費無料化に伴い、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 10 条を変更し、2019 年 1 月 13 日より実施する。
3. 2025 年 3 月 5 日 第 3 条の 2 を追加し 2025 年 3 月 6 日より実施する。